平成２１年（フ）第３５２号
東京都江東区亀戸７丁目39番11―311号、住民票上の住所埼玉県越谷市大沢3403番地６グラン・ドムール北越谷104号
債務者　田口　　栄
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
埼玉県越谷市大字砂原873番地　株式会社匠
債務者　千葉　公信
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
埼玉県吉川市中野355番地５
債務者　玉田　大地
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
埼玉県川越市大字大中居196番地11
債務者　矢澤ひかる
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４７０号
埼玉県所沢市若狭１丁目2968番地の20　陽光ハイツ102、前住所埼玉県川越市大字南大塚1315番地１　クレストール・ミー201号室
債務者　川上　有子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３７１号
埼玉県熊谷市籠原南２丁目376番地　Ｒａｉｎｂｏｗ2002―102
債務者　松原かおる（旧姓島村）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第８７９号
神奈川県秦野市今川町１番５号藤和大秦野ハイタウン307号
債務者　相原チヨ子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５０１号
神奈川県平塚市中原１丁目３番30―601号グランエイト総合公園、旧住所神奈川県平塚市出縄177番地の４
債務者　相澤　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５１２号
神奈川県秦野市南矢名1216番地の９
債務者　佐々木　光
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５１８号
神奈川県愛甲郡愛川町半原3986番地の４
債務者　内藤　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３１２号
愛知県犬山市大字羽黒字西向畑９番地64　ナビタウン犬山306
債務者　野中　孝行
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３５３号
愛知県稲沢市下屋３丁目74番地
債務者　瀧　　恭美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３９３号
長崎県西海市西彼町鳥加郷967番地
債務者　田添　亮二
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４００号
長崎県西海市西彼町白似田郷2162番地６、住民票上の住所長崎県大村市東三城町９番地２ツルパレス603号
債務者　野島　智子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
長崎県長崎市家野町９番11号
債務者　西口　敬憲
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
長崎県長崎市戸石町1477番地
債務者　犬塚　信之
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
長崎県長崎市立岩町31番17号
債務者　髙比良和久
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
長崎県長崎市三景台町13番１号
債務者　岡部さつき
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで長崎地方裁判所民事部破産係